

## 博物館資料論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 原資料（素資料）の意味を説明し、それが博物館資料となるまでの手順を400字以内で述べなさい（25点）
2. 国内の博物館では一般的に収蔵資料（収蔵庫内に保管する資料）を非公開にしていますが、海外では収蔵庫内の公開や、収蔵資料の閲覧などのように収蔵資料を公開する博物館が少しずつ増えています。なぜ、博物館の収蔵資料を公開するのか、その意義について400字以内で述べなさい。（25点）
3. 下記の①～⑦から5つの用語を選び、それぞれの意味や定義を簡潔に説明しなさい。（各5点）（6つ以上選んで回答した時はすべて0点とする。）
  - ① 交換
  - ② 基本カード
  - ③ 梱包
  - ④ 剥製
  - ⑤ 目録
  - ⑥ 来歴
  - ⑦ レジストラー
4. 次の文章は博物館法第3条を抜粋したものである。文章中の①～⑤の（ ）に該当する用語を、下の□の中からそれぞれ選択し、回答欄にはその記号を記しなさい。（各5点）

第3条 博物館は前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を（①）収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で（②）すること。
- 三 （③）に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な（④）を行うこと。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を（⑤）すること。（「博物館法（昭和26年法律第285号）」より）

①	ア	豊富に	イ	厳選して	ウ	専門的に	エ	幅広く
②	ア	公開	イ	陳列	ウ	展示	エ	閲覧
③	ア	利用者	イ	一般公衆	ウ	来館者	エ	観覧者
④	ア	資料評価	イ	保存処理	ウ	検証事業	エ	調査研究
⑤	ア	応援	イ	指導	ウ	援助	エ	共催